

鳥羽市小中学校統合計画

(令和3年度～令和12年度)

令和 3年 2月

鳥羽市教育委員会

目次

1.	計画策定の趣旨.....	1
2.	小中学校の状況.....	2~3
	(1) 児童生徒数の推移	
	(2) 現在の児童生徒数	
3.	児童生徒数の将来推計.....	4~5
	(1) 小学校児童数等	
	(2) 中学校生徒数等	
4.	法令等による学校の適正規模.....	6~10
	(1) 本市の現状	
	(2) 小規模校の特性と統合によるメリット・デメリット	
	(3) これまでの学校統合	
5.	本市における適正規模・適正配置について.....	10
	(1) 小学校の適正規模	
	(2) 小学校の適正配置	
	(3) 中学校の適正規模	
	(4) 中学校の適正配置	
6.	学校統合再編の時期.....	11
7.	統合再編計画.....	11~13
	(1) 小学校の統合再編	
	(2) 中学校の統合再編	
8.	統合再編において検討すべき事項.....	13
	(1) 通学路の安全確保	
	(2) 通学距離・通学時間に配慮した通学手段の確保	
	(3) 学校再編に向けての施設整備等	
	(4) 新しい校名及び制服	
	(5) 通学区の再編時期にあたる児童生徒等への配慮	
	(6) 地域の理解、地域との連携	
9.	資料.....	15
	(1) 鳥羽市小中学校の適正規模・適正配置等について【答申】	

1. 計画策定の趣旨

全国的に少子化傾向にあるなか、本市の人口は 18,000 人を割り込み、児童生徒数が、あと 20 年で現在の 60%ほどになると推測されています。今後、人口減少、少子・高齢化が進行する中で、高度情報化の進展に伴う社会のグローバル化が進んでいくことが見込まれており、10 年後の鳥羽の教育の在り様を思い描き、子どもたちのために何をすべきかを考えていくことが極めて重要な時期になっています。

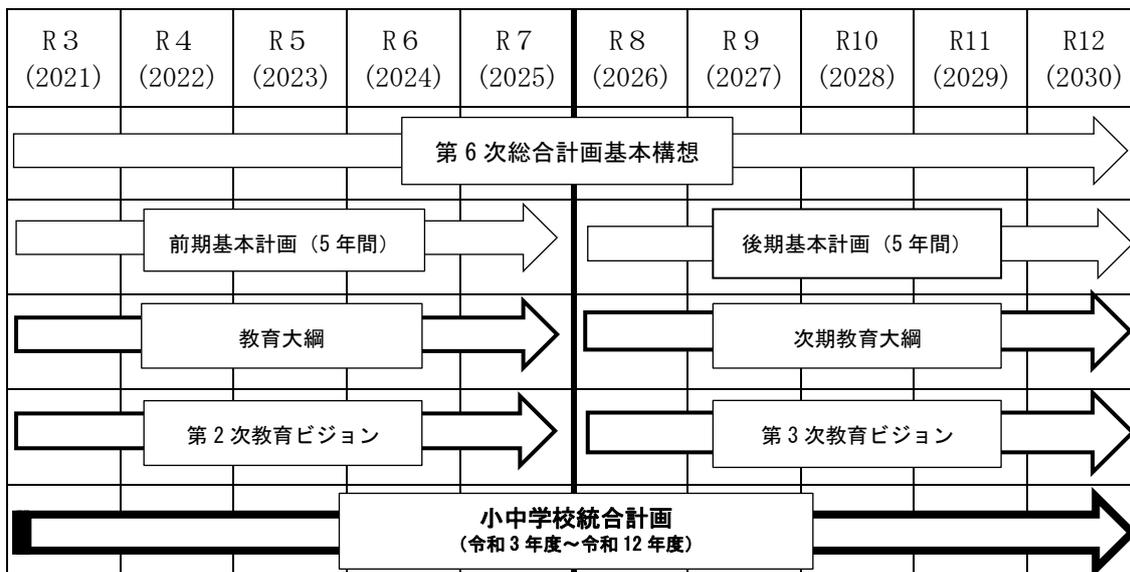
このような、今まで経験したことのない教育環境の変化を踏まえ、これからの将来を担う子どもたちが、より良い環境の中でたくましく育ち、人間形成に必要な教育を等しく受けられるようにするために、教育委員会では「鳥羽市学校通学区審議会」を設置して、小中学校の適正規模及び適正配置について諮問し、答申をいただきました。

学校通学区審議会では、次世代を担う子どもたちが、新しい時代を「生き抜いていく力」を育てていくためには、小学校は従来のコミュニティを尊重して維持することや、中学校はクラス替えができる 9 学級から 12 学級を維持できる規模が必要なこと、また、学校統合再編を進めるにあたっては、保護者や地域の方々の十分な理解が必要であることなどの提言がなされました。

長い間、地域の学校として親しまれてきた学校の再編は、本市の将来を担う子どもたちにとって、持続可能で多様性に対応できる教育環境を作ることを目指すものです。学校通学区審議会でも積み重ねられてきた議論の結果である「鳥羽市小中学校の適正規模・適正配置等について」の答申内容を尊重し、持続可能な教育環境づくりに向けて、本計画に取り組んでまいります。

〇市総合計画等との関係及び計画期間

(単位：年度)



2. 小中学校の状況

(1) 児童生徒数の推移

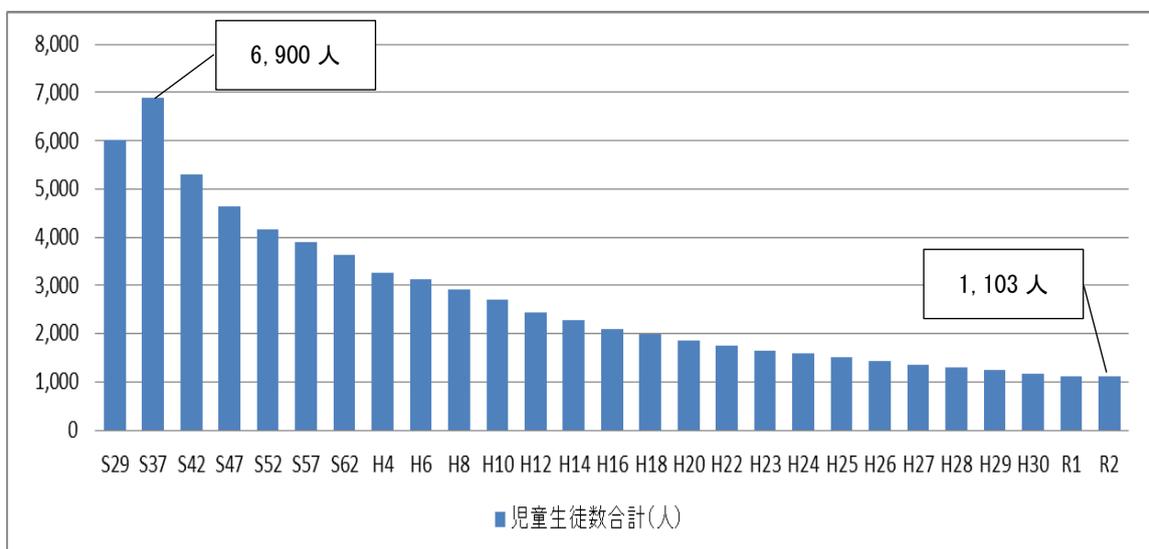
本市の小中学校の児童生徒数は、全国的な少子化の傾向と同様に、昭和 37（1962）年度の 6,900 人をピークに年々減少しており、令和 2（2020）年度には 1,103 人、また、今後の推計では令和 8（2026）年度には 898 人と予測されるところであり、児童生徒数の減少は今後も続くものと見込まれます。

表 1 児童生徒数の推移

区分	昭和 37（1962）年度 ⇒令和 2（2020）年度	58 年間の減少率	令和 8（2026）年度推計
小学校	4,232 人 ⇒ 689 人	83.7%	563 人
中学校	2,668 人 ⇒ 414 人	84.4%	335 人
計	6,900 人 ⇒ 1,103 人	84.0%	898 人

「児童生徒数・学級数推移データ（学校教育課）」より

表 2 【鳥羽市全体】児童生徒数の推移



(2) 現在の児童生徒数

令和2年5月1日現在の小学校児童数は、特別支援学級の人数を含めて689人、学級数についても特別支援学級を含めて52学級となっています。

中学校の生徒数は、特別支援学級の人数を含めて414人、学級数についても特別支援学級を含めて26学級となっています。

表3 【小学校】児童数・学級数

学校名	学年						計	学級数
	1年	2年	3年	4年	5年	6年		
鳥羽小	25	28	27	33	26	28	167	10
答志小	7	4	10	10	10	7	48	6
神島小	0	1	3	1	4	2	11	4
菅島小	3	0	5	0	4	2	14	4
加茂小	27	16	21	19	21	21	125	8
安楽島小	48	42	35	40	49	28	242	10
鏡浦小	3	0	1	4	1	5	14	3
弘道小	7	12	10	9	12	18	68	7
合計	120	103	112	116	127	111	689	52

表4 【中学校】生徒数・学級数

学校名	学年			計	学級数
	1年	2年	3年		
鳥羽東中	85	86	85	256	11
答志中	7	17	15	39	4
神島中	2	5	4	11	3
加茂中	18	20	31	69	4
長岡中	10	15	14	39	4
合計	122	143	149	414	26

3. 児童生徒数の将来推計

(1) 小学校児童数等

小学校児童数の減少傾向は変わらず、現在4校に複式学級が設置されています。

表5

学校名	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
	児童数										
	学級数										
鳥羽小	167	165	170	159	159	158	152	145	133	130	130
	10	10	10	9	8	8	6	6	6	6	6
答志小	48	50	45	41	38	41	38	33	32	30	30
	6	6	5	5	4	4	4	3	3	3	3
神島小	11	13	11	11	9	8	9	6	5	5	5
	4	4	4	4	3	2	3	3	3	3	3
菅島小	14	16	16	20	17	21	19	16	13	10	10
	4	3	2	3	3	3	3	3	3	3	3
加茂小	125	114	119	112	108	108	99	107	99	105	105
	8	8	8	8	8	6	6	6	6	6	6
安楽島小	242	251	238	235	235	226	207	199	192	184	184
	10	12	11	10	9	8	6	6	6	6	6
鏡浦小	14										
	3										
弘道小	68	54	49	45	43	40	39	41	40	41	41
	7	7	6	6	5	5	4	4	4	4	4
合計	689	663	648	623	609	602	563	547	514	505	505
	52	50	46	45	40	36	32	31	31	31	31

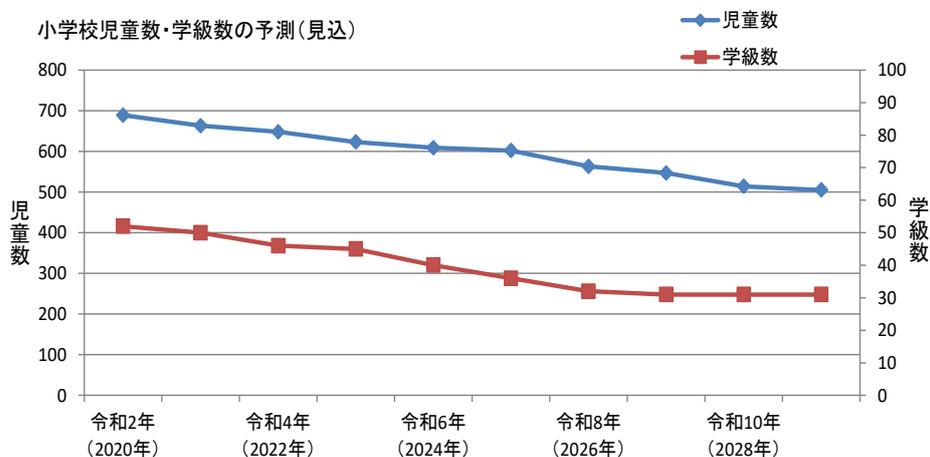
※児童数は、特別支援学級の人数を含み、学級数も特別支援学級数を含む。

※令和3年度からの児童数は、令和2年5月1日現在の住民登録及び保育所等児童数等から推計。

※ は複式学級になる可能性のある年度。

※ は2つの複式学級となる可能性のある年度。

表6



(2) 中学校生徒数等

中学校生徒数の減少傾向は変わらないと予測されます。

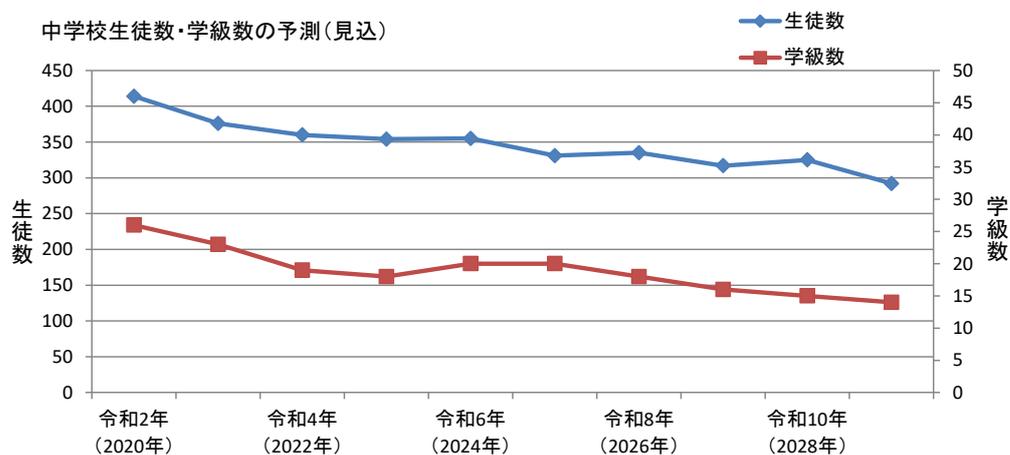
表 7

学校名	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
	生徒数										
	学級数										
鳥羽東中	256	234	268	259	256	246	246	239	235	217	218
	11	10	9	9	9	9	8	8	7	6	6
答志中	39	31	24	27	30	24	21	20	21	20	18
	4	3	3	3	4	4	4	3	3	3	3
神島中	11	9	8	7	8	5	4	5	6	7	4
	3	3	3	2	3	3	2	1	1	2	2
加茂中	69	59	60	61	61	56	64	53	63	48	55
	4	3	4	4	4	4	4	4	4	3	3
長岡中	39	43									
	4	4									
合 計	414	376	360	354	355	331	335	317	325	292	295
	26	23	19	18	20	20	18	16	15	14	14

※生徒数は、特別支援学級の人数を含み、学級数も特別支援学級数を含む。

※令和3年度からの生徒数は、令和2年5月1日現在の住民登録及び保育所等児童数から推計。

表 8



4. 法令等による学校の適正規模

○学校教育法施行規則（昭和 22 年 5 月 23 日 文部科学省令第 11 号）

第 41 条 小学校の学級数は、12 学級以上 18 学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により、特別な事情がある時は、この限りでない。

※同条の規定は、第 79 条で中学校に準用。

○義務教育諸学校の施設費の国庫負担等に関する法律施行令

（適正な学校規模の条件）

（昭和 33 年 6 月 27 日 政令第 189 号）

第 4 条 法第 3 条第 1 項の第 4 号の適正な規模の条件は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 学級数がおおむね 12 学級から 18 学級までであること。
- (2) 通学距離が、小学校にあってはおおむね 4 km 以内、中学校にあってはおおむね 6 km 以内であること。また、時間はおおむね 1 時間以内とする。

○学級数による学校規模の分類

（公立小・中学校の国庫負担事業認定申請の手引き等から引用）

学校規模の分類	過小規模校	小規模校	適正規模校	大規模校	過大規模校
学級数	小学校 1～5 中学校 1～2	小学校 6～11 中学校 3～11	12～18	19～30	31 学級以上

学級編制の標準

○公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

第 3 条第 2 項表中から引用

（昭和 33 年 5 月 1 日 法律第 116 号）

学校の種類	学級編制の区分	1 学級の児童又は生徒の数
小学校	① 同学年の児童で編制する学級	① 40 人以下（1 年生 35 人以下）
	② 2 の学年の児童で編制する学級 （複式学級：2 年生～5 年生）	② 16 人以下 （第 1 学年の児童を含む学級の場合は、8 人以下）
	③ 6 年生を含む 2 の学年の児童で 編制する学級（複式学級）	③ 14 人以下（三重県独自基準）
中学校	① 同学年の生徒で編制する学級	① 40 人以下
	② 2 の学年の生徒で編制する学級 （複式学級）	② 8 人以下

(1) 本市の現状

これら国の示す基準等に照らし、本市の学校規模を示すと表9のとおりになります。国の基準等とは大きく乖離しており、本市においては現状の学校規模や地理的な条件から、国の定める適正な学校規模とすることが困難な状況です。

表9 「市内小中学校の規模（令和2年5月1日時点）」

区分	規模	学級数		学校名
小学校	過小規模	複式	3学級	神島小学校、菅島小学校、鏡浦小学校
			4学級	
			5学級	答志小学校、
	小規模	6学級		鳥羽小学校、加茂小学校、弘道小学校
9学級		安楽島小学校		
中学校	過小規模	複式	2学級	神島中学校
	小規模	3学級		答志中学校、加茂中学校、長岡中学校
		9学級		鳥羽東中学校

(2) 小規模校の特性と統合によるメリット・デメリット

小規模校の特性（よさ）と統合によるメリット・デメリットの主なものは次のとおりです。

小規模校（小規模化）

	メリット	デメリット
学習面	<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒の一人ひとりに目が届きやすく、きめ細かな指導が行いやすい。 ・学校行事や部活動等において、児童生徒一人ひとりの個別の活動機会を設定しやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・集団の中で、多様な考え方に触れる機会や学びあいの機会、切磋琢磨する機会が少なくなりやすい。 ・1学年1学級の場合、ともに努力してより良い集団を目指す、学級間の相互啓発がなされにくい。 ・運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に制約が生じやすい。 ・中学校の各教科の免許を持つ教員を配置しにくい。 ・児童・生徒数、職員数が少ないため、グループ学習や習熟度別学習、小学校の専科教員による指導など、多様な学習・指導形態をとりにくい。

		<ul style="list-style-type: none"> ・部活動等の設置が限定され、選択の幅が狭まりやすい。
生活面	<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒相互の人間関係が深まりやすい。 ・異学年間の縦の交流が生まれやすい。 ・児童・生徒の一人ひとりに目が届きやすく、きめ細かな指導が行いやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・クラス替えが困難なことなどから、人間関係や相互の評価等が固定化しやすい。 ・集団内の男女比に極端な偏りが生じやすくなる可能性がある。 ・切磋琢磨する機会等が少なくなりやすい。 ・組織的な体制が組みにくく、指導方法等に制約が生じやすい。
学校運営面 及び 財政面	<ul style="list-style-type: none"> ・全教職員間の意思疎通が図りやすく、相互の連携が密になりやすい。 ・学校が一体となって活動しやすい。 ・施設・設備の利用時間等の調整が行いやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員数が少ないため、経験、教科、特性などの面でバランスのとれた配置が行いにくい。 ・学年別や教科別の教職員同士で、学習指導や生徒指導等についての相談・研究・協力・切磋琢磨等が行いにくい。 ・一人に複数の校務分掌が集中しやすい。 ・教員の出張、研修等の調整が難しくなりやすい。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者や地域社会との連携が図りやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA 活動等における保護者一人あたりの負担が大きくなりやすい。

大規模校（大規模化）

学習面	<ul style="list-style-type: none"> ・集団の中で、多様な考え方に触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人ひとりの資質や能力をさらに伸ばしやすい。 ・運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に活気が生じやすい。 ・中学校の各教科の免許を持つ教員を配置しやすい。 ・児童・生徒数、教員数がある程度多いため、グループ学習や習熟度別学習、小学校の専科教員による指導など、多様な学習・指導形態を取りやすい。 ・様々な種類の部活動等の設置が可能となり、選択の幅が広がりやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全教職員による各児童・生徒一人ひとりの把握が難しくなりやすい。 ・学校行事や部活動等において、児童・生徒一人ひとりの個別の活動機会を設定しにくい。
-----	--	---

生活面	<ul style="list-style-type: none"> ・クラス替えがしやすいことなどから、豊かな人間関係の構築や多様な集団の形成が図られやすい。 ・切磋琢磨すること等を通じて、社会性や協調性、たくましさ等を育みやすい。 ・学校全体での組織的な指導体制を組みやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学年内・異学年間の交流が不十分になりやすい。 ・全教職員による各児童・生徒一人ひとりの把握が難しくなりやすい。
学校運営面 及び 財政面	<ul style="list-style-type: none"> ・教員数がある程度多いため、経験、教科、特性などの面でバランスのとれた教職員配置を行いやすい。 ・学年別や教科別の教職員同士で、学習指導や生徒指導等についての相談・研究・協力・切磋琢磨等が行いやすい。 ・校務分掌を組織的に行いやすい。 ・出張、研修等に参加しやすい。 ・子ども一人あたりにかかる経費が小さくなりやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員相互の連絡調整が図りづらい。 ・特別教室や体育館等の施設・設備の利用の面から、学校活動に一定の制約が生じる場合がある。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA 活動等において、役割分担により、保護者の負担を分担しやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者や地域社会との連携が難しくなりやすい。

(3) これまでの学校統合

市制施行後の本市における学校統合の経緯は、表 10 に示すとおりです。

表 10 「鳥羽市における学校統廃合の経緯」

学校名	統 合 年月日	統合前年の 児童生徒数	統合の形態	統廃合後の学校数	
				小学校	中学校
浦小学校	S32.9.10	※449人	鏡浦小学校へ統合	12校	8校
本浦小学校					
石鏡小学校					
桃取中学校	S54.4.1	104人	鳥羽東中学校へ統合	12校	6校
菅島中学校		76人			
鳥羽中学校		563人			
小浜小学校	H19.4.1	4人	鳥羽小学校へ統合	11校	6校
坂手小学校	H21.4.1	13人	鳥羽小学校へ統合	10校	6校
国崎小学校	H23.4.1	16人	弘道小学校へ統合	9校	6校
鏡浦中学校	H26.4.1	10人	鳥羽東中学校へ統合	9校	5校
桃取小学校	H29.4.1	13人	鳥羽小学校へ統合	8校	5校
鏡浦小学校	R3.4.1	13人	安楽島小学校へ統合	7校	5校

※統合時点での児童数

5. 本市における適正規模・適正配置について

本市においては離島を有することや海岸部に沿って集落が点在する等の地理的条件を有するとともに、それぞれの地域の風土や文化などに培われながら子どもたちが育成されてきた歴史があり、それら地域では強固なコミュニティが形成され、その中心に学校が存在してきました。

これまで、このような本市の特性に応じて、それぞれの地域の良さを守るため最大限、地域に学校を残すよう配慮しながら、各学校それぞれの児童生徒数の減少の度合いを勘案し統廃合を進めてきました。また、平成 27 年 11 月策定の「鳥羽市小中学校統廃合計画」では、小学校の全校児童数 20 人、中学校の全校生徒数 30 人の本市独自の判断基準をもって統廃合を進めてきました。

しかしながら、加速する少子・高齢化、社会意識の変化や子どもたちをめぐる状況の変化に対応していくため、鳥羽市学校通学区審議会からの答申や地域懇談会での意見を尊重し、適正規模・適正配置の考え方を見直します。

(1) 小学校の適正規模

小学校においては、今までの複式授業で蓄積されたノウハウを活用した複式学級の編制を継続し、現状の学校数を維持します。その前提として、学校運営に地域が参画するコミュニティ・スクール（学校運営協議会を有する学校）を推進します。

ただし、児童数の減による職員配置等において、学校運営に支障が生じる場合は、保護者等と学校統合について協議します。

(2) 小学校の適正配置

小学校においては、現状の学校数を維持し、地域の担い手として歴史・文化・産業を継承していく役割を果たしていくことが必要です。本市における鏡浦小学校の統合後の小学校数は7校とします。

(3) 中学校の適正規模

中学校においては、クラス替えが可能で、全ての教科の担任が常勤配置できる9学級から12学級を基本とします。ただし、神島中学校については、地理的状況等の理由から、現状のまま小学校との併設校として維持します。

(4) 中学校の適正配置

中学校においては、鳥羽東中学校と神島中学校の2校とします。

■小中学校の適正な学校数

○ 小学校は、令和3年4月に安楽島小学校へ統合する鏡浦小学校を除く、7校とする。

ただし、欠学年があり、学校運営に支障が生じる場合は、統合協議の対象とする。

○ 中学校は、鳥羽東中学校と神島中学校の2校とする。

答志中学校、加茂中学校、長岡中学校の3校を鳥羽東中学校へ統合する。また、神島中学校は神島小学校との併設校とし、当分の間、統合対象としない。

■小中学校の適正学級数

○ 小学校は、3学級以上を基準とする。

○ 中学校は、9学級から12学級を基準とする。

6. 学校統合再編の時期

- (1) 長岡中学校は、令和4年4月に鳥羽東中学校へ統合します。
- (2) 加茂中学校は、通学路の安全確保を前提に、令和6年4月に鳥羽東中学校へ統合します。
- (3) 答志中学校は、保護者や地域の皆様の理解を前提に、鳥羽東中学校へ統合します。

7. 統合再編計画

(1) 小学校の統合再編

小学校は、学校運営に地域が参画するコミュニティ・スクール（学校運営協議会を有する学校）の設置を前提に、現状の7校を維持します。ただし、欠学年があり、学校運営に支障が生じる場合は、統合協議の対象とします。

表11 令和3年4月の小学校及び児童数

	学校名	児童生徒数	学級数
1	鳥羽小学校	165	10
2	答志小学校	50	6
3	神島小学校	13	4
4	菅島小学校	16	3
5	加茂小学校	114	8
6	安楽島小学校	251	12
7	弘道小学校	54	7
	合計	663	50

※令和3年4月見込み

(2) 中学校の統合再編

中学校は、答志中学校・加茂中学校・長岡中学校の3校を鳥羽東中学校へ統合し、神島中学校は、神島小学校との併設校とし、当分の間、統合対象としない。

また、答志中学校は、保護者や地域の皆様の理解を前提に鳥羽東中学校へ統合します。

表 12 鳥羽東中学校・長岡中学校・加茂中学校・答志中学校の再編年度等

対象校	令和4年度 (長岡中学校を統合)		令和6年度 (加茂中学校を統合)		令和6年度 (同時に答志中学校が 統合した場合)	
	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
鳥羽東中学校	268	9	317	11	347	12
長岡中学校						
加茂中学校	60	4				
答志中学校	24	3	30	4		
神島中学校	8	3	8	3	8	3
合計	360	19	355	18	355	15

※生徒数及び学級数は、各年度4月見込とし、特別支援学級の人数及び学級数を含む

8. 統合再編において検討すべき事項

(1) 通学路の安全確保

学校統合再編は、通学路及び通学方法の変更が考えられるため、自宅付近から学校間を安全に登下校できる環境整備に最大限取り組むことを前提に進めます。

(2) 通学距離・通学時間に配慮した通学手段の確保

学校統合再編によって、通学距離が長くなる地区の生徒については、スクールバス等の適切な通学手段を確保します。

また、通学路の安全対策について、関係機関との連携により、十分な配慮と対策を講じます。

(3) 学校再編に向けての施設整備等

学校統合再編により拠点校となる鳥羽東中学校には、これからの時代に必要な ICT 機器を使った学習環境や 9 教科の常勤教員の配置など、生徒の学びの環境を充実します。また、校舎等についても長寿命化に向けた施設整備を行います。

(4) 新しい校名及び制服

学校統合再編により 3 中学校（鳥羽東中学校・長岡中学校・加茂中学校）が一つになる時期には、校名・校歌を新しくします。また、生徒の制服についても多様性に対応した、経済的にも負担の少ない制服などの導入を検討します。

(5) 通学区の再編時期にあたる児童生徒等への配慮

統合再編時期にあたる児童生徒に対して、事前に学校間交流などを実施することにより、児童生徒たちの不安を可能な限り解消します。また、校区が広がることで、児童生徒へのケアや家庭との連携など、より一層の配慮が必要となることが予想されるため、スクールカウンセラーの配置や相談窓口の強化、緊急対応のできる職員配置等の体制整備を行います。

(6) 地域の理解、地域との連携

学校は地域コミュニティの核としての役割を担っており、その再編の在り方は、地域の住民にとって極めて重要な課題です。統合再編を進めるうえでは、地域住民に対して、再編の目的・意義について丁寧な説明を行い、十分な理解を得て進めることとします。

また、再編後においては、地域の文化・伝統・人材を活かした学習活動を進めるとともに、地域行事への児童生徒の参加等により、学校と地域との相互連携・協力が深まり、地域に支えられ、地域と共にある学校づくりに努めます。

(7) 部活動の選択と充実

中学校において、生徒が文化的、体育的、生産的又は奉仕的な部活動が選択できる体制を確保します。また、校長の監督を受け、部活動のコーチ等として技術指導ができる「部活動指導員」の活用を推進します。

9. 資料

(1) 鳥羽市小中学校の適正規模・適正配置等について【答申】

鳥羽市小中学校の適正規模・適正配置等について

【答 申】

令和2年11月

鳥羽市学校通学区審議会

目次

はじめに	-----	1
1. 小中学校の適正規模・適正配置について	-----	2
2. 通学区再編（学校統合再編）について	-----	2
3. 通学区の再編時期について	-----	3
4. その他、今後検討すべき事項	-----	3

【資料】

○鳥羽市立小・中学校 位置図及び児童生徒・学級数	5
○令和2年度 市内小中学校児童生徒数	6
○小学校別 年度別 将来推計	7
○中学校別 年度別 将来推計	8
○これまでの学校統合	9
○法令等から見た小中学校の適正規模について	10
○学校規模によるメリット・デメリット	11
○鳥羽市学校通学区審議会委員名簿	14
○鳥羽市学校通学区審議会審議経過	14
○諮問書（写し）	15
○鳥羽市学校通学区審議会条例	16

はじめに

全国的な少子高齢化が加速し、鳥羽市においても現在 18,000 人の人口が、あと 20 年で約 60%ほどになると推測され、今以上に少子化が進むことが予測できる。

鳥羽市においては、平成 27 年 11 月に「鳥羽市小中学校統合計画」を策定し、桃取小学校を鳥羽小学校に統合するなど、学校の適正規模・適正配置に努めてきた。

そのような状況のなか、本審議会は令和 2 年 7 月 4 日、鳥羽市教育委員会から次の事項について諮問を受けた。

1 諮問事項

- (1) 小中学校の適正規模・適正配置について
- (2) 通学区再編（学校統合再編）について
- (3) 通学区再編の時期について

また、この審議を進めるにあたり、学級数を基本とした小中学校の適正規模・適正配置について、教育委員会が考える方向性として次の内容が示された。

2 方向性

- (1) 小学校は、令和 3 年 4 月に鏡浦小学校を安楽島小学校へ統合し、7 校とする。
ただし、欠学年があり、学校運営に支障が生じる場合は、統合協議の対象とする。
- (2) 中学校は、答志中学校、加茂中学校、長岡中学校の 3 校を鳥羽東中学校へ統合する。
ただし、神島中学校は、神島小学校との併設校とし、当分の間、統合対象としない。

これらの背景には、現計画で予測していた各学校の児童生徒数の現状に変化が生じたこと、社会のグローバル化や高度な情報化等の社会の変化に対応するため、鳥羽市の次世代を担う子どもたちの教育環境について審議、検討が求められた。

本審議会は、この諮問を受け、鳥羽市における適正規模、適正配置に関する基本的な考え方や具体的な通学区の再編、さらには再編の時期について審議し検討を重ねてきた。審議結果をまとめた本答申が、今後の教育行政及び統合計画に反映されることを期待する。

1 小中学校の適正規模・適正配置について

学校の小規模化が進むなか、小規模校ならではのメリットはあるが、学校の規模については、児童生徒に対し、より良い教育環境を整えていくための基本的な条件の一つでもある。子どもたちの成長段階において、多様な考え方に触れ、主体性や社会性、思いやりの心を育む場所として、一定の集団規模の確保は学校の重要な要件と考えられる。

この状況の中で、小中学校における適正規模・適正配置及び中学校における通学区再編（学校統合再編）等について示す内容や基準は、次のとおりとすることが望ましいと考えます。

《小学校》

(1) 鳥羽市における小学校の適正規模

小学校においては、今までの複式授業で蓄積されたノウハウを活用した複式学級の編制を継続し、現状の学校数を維持することが望ましいと考えます。その前提として、学校運営に地域が参画するコミュニティ・スクール（学校運営協議会を有する学校）を推進することが必要と考えます。

ただし、児童数の減による職員配置等において、学校運営に支障が生じる場合は、保護者等と通学区再編について協議することが不可欠であると考えます。

(2) 鳥羽市における小学校の適正配置

小学校においては、上記「適正規模」で示したように、現状の学校数を維持し、地域の担い手として歴史・文化・産業を継承していく役割を果たしていく必要があると考えます。鳥羽市における鏡浦小学校の統合後の小学校数は、7校を維持することが望ましいと考えます。

《中学校》

(1) 望ましい中学校の適正規模

中学校においては、クラス替えが可能で、全ての教科の担任が常勤配置できる9学級以上を維持できる規模が、望ましいと考えます。ただし、神島中学校については、地理的状况等の理由から、現状の小学校との併設校として維持することが望ましいと考えます。

(2) 望ましい中学校の適正配置

中学校においては、上記「適正規模」で示した適正学級数を念頭に、今後の生徒数の将来推計を勘案し、適正配置等の視点から中学校数は、2校が適切と考えます。

2 通学区再編（学校統合再編）について

この状況の中で、小学校及び中学校における通学区再編（学校統合再編）について、次のとおりとすることが望ましいと考えます。

(1) 望ましい小学校の通学区再編（学校統合再編）

1の《小学校》(1)(2)の小学校の適正規模・適正配置で示した内容のとおり、小学校は現状の学校数を維持し、各地区にできる限り存続させることが望ましいと考えます。

(2) 望ましい中学校の通学区再編（学校統合再編）

1の《中学校》(1)(2)中学校の適正規模・適正配置で示した内容を念頭に、次に示す事項のとおり通学区再編を進めることが望ましいと考えます。

- ・長岡中学校は、保護者や地域の要望どおり鳥羽東中学校へ統合することとし、具体的な準備を進めることが必要と考えます
- ・加茂中学校は、鳥羽東中学校へ統合することが望ましいと考えます
- ・答志中学校の鳥羽東中学校への統合については、離島という特殊性に鑑み、保護者や地域の皆様と子ども達の将来について十分な協議を重ね、理解を得ることを前提としてより良い方向に進めることが必要と考えます

3 通学区の再編時期について

中学校の通学区再編の時期は、通学方法や通学路の安全確保等を前提に、下記のとおり進めることが望ましいと考えます。

- ・長岡中学校は、保護者や地域の要望どおり、令和4年4月に鳥羽東中学校へ統合することとし、具体的な準備を進めることが必要と考えます
- ・加茂中学校は、通学路の安全確保を前提に、令和6年4月に鳥羽東中学校へ統合することが望ましいと考えます
- ・答志中学校は、保護者や地域の皆様と十分な協議を重ね、理解が得られた時点で鳥羽東中学校への統合を進めることが望ましいと考えます

4 その他、今後検討すべき事項

(1) 通学路の安全確保について

通学区再編は、通学路及び通学方法の変更が考えられるため、自宅付近から学校間を安全に登下校できる環境整備に最大限取り組むことを前提に進めることが望ましいと考えます。

(2) 通学距離・通学時間に配慮した通学手段の確保について

通学区再編によって、通学距離が長くなる地区の生徒については、スクールバス等の適切な通学手段を確保されるべきと考えます。

また、通学路の安全対策について、関係機関との連携により、十分な配慮と対策を講じる必要があると考えます。

(3) 学校再編に向けての施設整備等について

通学区再編により拠点校となる鳥羽東中学校には、これからの時代に必要な ICT 機器を使った学習環境や 9 教科の常勤教員の配置など、生徒の学びの環境を充実することが必要であると考えます。また、校舎等についても長寿命化に向けた施設整備が必要であると考えます。

(4) 新しい校名及び制服について

通学区再編により 3 中学校（鳥羽東中学校・長岡中学校・加茂中学校）が一つになる時期には、校名・校歌を新しくすることが必要と考えます。また、生徒の制服についても多様性に対応した制服や経済的にも負担の少ない制服などの検討を要望したいと考えます。

(5) 通学区の再編時期にあたる児童生徒等への配慮について

通学区再編時期にあたる児童生徒に対して、事前に学校間交流などを実施することにより、児童生徒たちの不安を可能な限り解消することが必要と考えます。また、校区が広がることで、児童生徒へのケアや家庭との連携など、より一層の配慮が必要となることが予想されるため、スクールカウンセラーの配置や相談窓口の強化、緊急対応のできる職員配置等の体制整備が必要と考えます。

(6) 地域の理解、地域との連携について

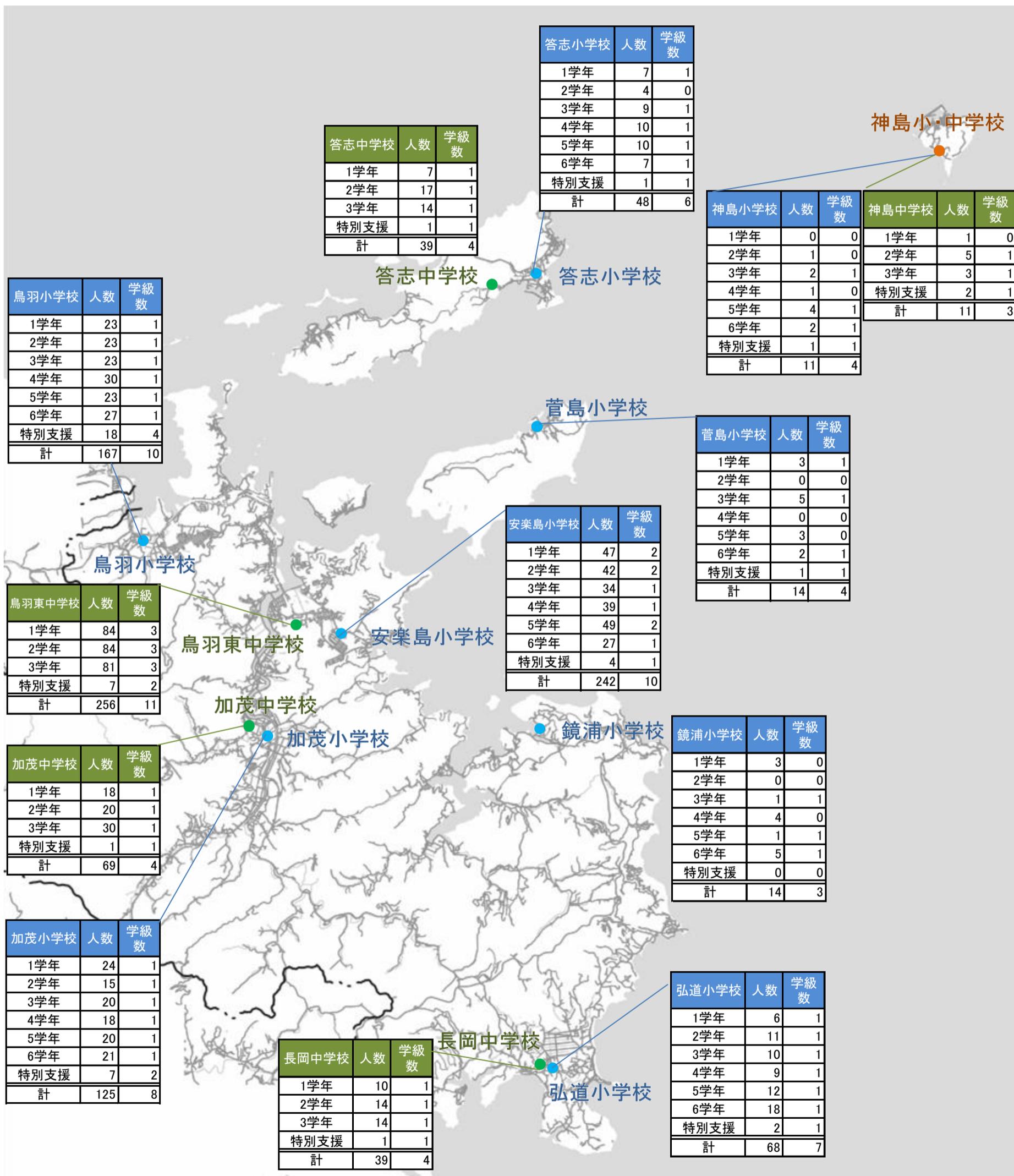
学校は地域コミュニティの核としての役割を担っており、その再編の在り方は、地域の住民にとって極めて重要な課題です。通学区再編を進めるうえでは、地域住民に対して、再編の目的・意義について丁寧な説明を行い、十分な理解を得て進めることが不可欠と考えます。

また、再編後においては、地域の文化・伝統・人材を活かした学習活動を進めるとともに、地域行事への児童生徒の参加等により、学校と地域との相互連携・協力が深まり、地域に支えられ、地域と共にある学校づくりに努めることが必要と考えます。

【 資 料 】

【資料】

○鳥羽市立小・中学校 位置図及び児童生徒・学級数



令和2年5月1日現在

○令和2年度 市内小中学校児童生徒数

学校名	学年						計	学級数
	1年	2年	3年	4年	5年	6年		
鳥羽小	25	28	27	33	26	28	167	10
答志小	7	4	10	10	10	7	48	6
神島小	0	1	3	1	4	2	11	4
菅島小	3	0	5	0	4	2	14	4
加茂小	27	16	21	19	21	21	125	8
安楽島小	48	42	35	40	49	28	242	10
鏡浦小	3	0	1	4	1	5	14	3
弘道小	7	12	10	9	12	18	68	7
合計	120	103	112	116	127	111	689	52

学校名	学年			計	学級数
	1年	2年	3年		
鳥羽東中	85	86	85	256	11
答志中	7	17	15	39	4
神島中	2	5	4	11	3
加茂中	18	20	31	69	4
長岡中	10	15	14	39	4
合計	122	143	149	414	26

※児童生徒数、学級数は令和2年5月1日現在。

※児童生徒数は、特別支援学級の人数を含み、学級数は特別支援学級を含む。

※ の学年は複式学級。

○小学校別 年度別 将来推計

学校名	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
	児童数									
	学級数									
鳥羽小	167	165	170	159	159	158	152	145	133	130
	10	10	10	9	8	8	6	6	6	6
答志小	48	50	45	41	38	41	38	33	32	30
	6	6	5	5	4	4	4	3	3	3
神島小	11	13	11	11	9	8	9	6	5	5
	4	4	4	4	3	2	3	3	3	3
菅島小	14	16	16	20	17	21	19	16	13	10
	4	3	2	3	3	3	3	3	3	3
加茂小	125	114	119	112	108	108	99	107	99	105
	8	8	8	8	8	6	6	6	6	6
安楽島小	242	251	238	235	235	226	207	199	192	184
	10	12	11	10	9	8	6	6	6	6
鏡浦小	14									
	3									
弘道小	68	54	49	45	43	40	39	41	40	41
	7	7	6	6	5	5	4	4	4	4
合 計	689	663	648	623	609	602	563	547	514	505
	52	50	46	45	40	36	32	31	31	31

※児童数は、特別支援学級の人数を含み、学級数も特別支援学級数を含む。（令和7年まで）

※令和3年度からの児童数は、令和2年5月1日現在の住民登録及び保育所等児童数等から推計。

※ は複式学級になる可能性のある年度。

※ は2複式学級にする可能性のある年度。

○中学校別 年度別 将来推計

学校名	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
	生徒数									
	学級数									
鳥羽東中	256	234	268	259	256	246	246	239	235	217
	11	10	9	9	9	9	8	8	7	6
答志中	39	31	24	27	30	24	21	20	21	20
	4	3	3	3	4	4	4	3	3	3
神島中	11	9	8	7	8	5	4	5	6	7
	3	3	3	2	3	3	2	1	1	2
加茂中	69	59	60	61	61	56	64	53	63	48
	4	3	4	4	4	4	4	4	4	3
長岡中	39	43								
	4	4								
合 計	414	376	360	354	355	331	335	317	325	292
	26	23	19	18	20	20	18	16	15	14

※生徒数は、特別支援学級の人数を含み、学級数も特別支援学級数を含む。（令和7年まで）

※令和3年度からの生徒数は、令和2年5月1日現在の住民登録及び保育所等児童数から推計。

○これまでの学校統合

学校名	統 合 年月日	統合前年の 児童生徒数	統合の形態	統廃合後の学校数	
				小学校	中学校
鏡浦小学校	S32.9.10	※449人	鏡浦小学校へ統合	12校	8校
本浦小学校					
石鏡小学校					
桃取中学校	S54.4.1	104人	鳥羽東中学校へ統合	12校	6校
菅島中学校		76人			
鳥羽中学校		563人			
小浜小学校	H19.4.1	4人	鳥羽小学校へ統合	11校	6校
坂手小学校	H21.4.1	13人	鳥羽小学校へ統合	10校	6校
国崎小学校	H23.4.1	16人	弘道小学校へ統合	9校	6校
鏡浦中学校	H26.4.1	10人	鳥羽東中学校へ統合	9校	5校
桃取小学校	H29.4.1	13人	鳥羽小学校へ統合	8校	5校

※統合時点での児童数

○法令等から見た小中学校の適正規模について

○学校教育法施行規則（昭和 22 年 5 月 23 日 文部科学省令第 11 号）

第 41 条 小学校の学級数は、12 学級以上 18 学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により、特別な事情がある時は、この限りでない。

※同条の規定は、第 79 条で中学校に準用。

○義務教育諸学校の施設費の国庫負担等に関する法律施行令

（昭和 33 年 6 月 27 日 政令第 189 号）

（適正な学校規模の条件）

第 4 条 法第 3 条第 1 項の第 4 号の適正な規模の条件は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 学級数がおおむね 12 学級から 18 学級までであること。
- (2) 通学距離が、小学校にあってはおおむね 4 km 以内、中学校にあってはおおむね 6 km 以内であること。

学級数による学校規模の分類

（公立小・中学校の国庫負担事業認定申請の手引き等から引用）

学校規模の分類	過小規模校	小規模校	適正規模校	大規模校	過大規模校
学級数	小学校 1～5 中学校 1～2	小学校 6～11 中学校 3～11	12～18	19～30	31 学級以上

学級編制の標準

○公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

第 3 条第 2 項表中から引用

（昭和 33 年 5 月 1 日 法律第 116 号）

学校の種類	学級編制の区分	1 学級の児童又は生徒の数
小学校	① 同学年の児童で編制する学級	① 40 人（1 年生 35 人）
	② 2 の学年の児童で編制する学級 （複式学級：2 年生～5 年生）	② 16 人以下
	③ 6 年生を含む 2 学年で編制学級 （複式学級）	③ 14 人以下（三重県独自基準） （第 1 学年の児童を含む学級の場合は、8 人以下）
中学校	① 同学年の生徒で編制する学級	① 40 人
	② 2 の学年の生徒で編制する学級 （複式学級）	② 8 人以下

○学校規模によるメリット・デメリット

学校教育において学校規模は、学習面や生活面、学校運営面など様々な場面でメリット・デメリットを生じさせる。

児童生徒が集団規模の中で人とのかわりを通し、様々な考えに触れ切磋琢磨する機会が多いメリットが大規模校にあり、小規模校には児童生徒一人ひとりに目が届きやすく、きめ細かな指導が行いやすいメリットがある。

一方で児童生徒の増加に伴い一人ひとりの活動の機会が少なくなりやすく、学校施設、設備の利用の面で制約が生じやすいデメリットが大規模校にはあり、小規模校には人間関係が固定化しやすく様々な集団の形成や多様な学習の展開が困難となる場合が発生しやすい。この傾向は複式学級を有する学校において、顕著に表れやすくなる。

次に掲げるメリット、デメリットは学校の適正配置に関して都道府県・市町村が作成している計画等を参考に文部科学省において作成したものです。すべての学校が規模に応じたこのようになるものではなく、一般的な傾向として示している。

小規模校（小規模化）

	メリット	デメリット
学習面	<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒の一人ひとりに目が届きやすく、きめ細かな指導が行いやすい。 ・学校行事や部活動等において、児童生徒一人ひとりの個別の活動機会を設定しやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・集団の中で、多様な考え方に触れる機会や学びあいの機会、切磋琢磨する機会が少なくなりやすい。 ・1学年1学級の場合、ともに努力してより良い集団を目指す、学級間の相互啓発がなされにくい。 ・運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に制約が生じやすい。 ・中学校の各教科の免許を持つ教員を配置しにくい。 ・児童・生徒数、職員数が少ないため、グループ学習や習熟度別学習、小学校の専科教員による指導など、多様な学習・指導形態をとりにくい。 ・部活動等の設置が限定され、選択の幅が狭まりやすい。
生活面	<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒相互の人間関係が深まりやすい。 ・異学年間の縦の交流が生まれやすい。 ・児童・生徒の一人ひとりに目が届きやすく、きめ細かな指導が行いやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・クラス替えが困難なことなどから、人間関係や相互の評価等が固定化しやすい。 ・集団内の男女比に極端な偏りが生じやすくなる可能性がある。 ・切磋琢磨する機会等が少なくなりやすい。 ・組織的な体制が組みにくく、指導方法等に制約が生じやすい。

学校運営面 及び 財政面	<ul style="list-style-type: none"> ・全教職員間の意思疎通が図りやすく、相互の連携が密になりやすい。 ・学校が一体となって活動しやすい。 ・施設・設備の利用時間等の調整が行いやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員数が少ないため、経験、教科、特性などの面でバランスのとれた配置が行いにくい。 ・学年別や教科別の教職員同士で、学習指導や生徒指導等についての相談・研究・協力・切磋琢磨等が行いにくい。 ・一人に複数の校務分掌が集中しやすい。 ・教員の出張、研修等の調整が難しくなりやすい。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者や地域社会との連携が図りやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA 活動等における保護者一人あたりの負担が大きくなりやすい。

大規模校（大規模化）

学習面	<ul style="list-style-type: none"> ・集団の中で、多様な考え方に触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人ひとりの資質や能力をさらに伸ばしやすい。 ・運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に活気が生じやすい。 ・中学校の各教科の免許を持つ教員を配置しやすい。 ・児童・生徒数、教員数がある程度多いため、グループ学習や習熟度別学習、小学校の専科教員による指導など、多様な学習・指導形態を取りやすい。 ・様々な種類の部活動等の設置が可能となり、選択の幅が広がりやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全教職員による各児童・生徒一人ひとりの把握が難しくなりやすい。 ・学校行事や部活動等において、児童・生徒一人ひとりの個別の活動機会を設定しにくい。
生活面	<ul style="list-style-type: none"> ・クラス替えがしやすいことなどから、豊かな人間関係の構築や多様な集団の形成が図られやすい。 ・切磋琢磨すること等を通じて、社会性や協調性、たくましさ等を育みやすい。 ・学校全体での組織的な指導体制を組みやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学年内・異学年間の交流が不十分になりやすい。 ・全教職員による各児童・生徒一人ひとりの把握が難しくなりやすい。
学校運営面 及び 財政面	<ul style="list-style-type: none"> ・教員数がある程度多いため、経験、教科、特性などの面でバランスのとれた教職員配置を行いやすい。 ・学年別や教科別の教職員同士で、学 	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員相互の連絡調整が図りづらい。 ・特別教室や体育館等の施設・設備の利用の面から、学校活動に一定の制約が生じる場合がある。

	<p>習指導や生徒指導等についての相談・研究・協力・切磋琢磨等が行いやすい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校務分掌を組織的にくいやすい。 ・出張、研修等に参加しやすい。 ・子ども一人あたりにかかる経費が小さくなりやすい。 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA 活動等において、役割分担により、保護者の負担を分担しやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者や地域社会との連携が難しくなりやすい。

○鳥羽市学校通学区審議会委員名簿

	氏 名	区 分
1	荻原 彰	学識経験者（三重大学教育学部教授）
2	中村 幸照	鳥羽市自治会連合会
3	東 和彦	鳥羽市小中学校校長会
4	前田陽一郎	教職員代表
5	中村 晴恵	鳥羽東中学校区代表
6	勢力 昌宏	答志中学校区代表
7	宮崎 太資	加茂中学校区代表
8	家田 晶代	長岡中学校区代表

○鳥羽市学校通学区審議会審議経過

開催状況	会議等内容
第1回 令和2年7月4日	<ul style="list-style-type: none"> 委員の委嘱及び会長・副会長の選出について 通学区について（小学校区）
第2回 令和2年8月8日	<ul style="list-style-type: none"> 通学区について（小学校区・中学校区）
第3回 令和2年9月5日	<ul style="list-style-type: none"> 通学区について（中学校区）
第4回 令和2年10月18日	<ul style="list-style-type: none"> 適正規模・適正配置について 通学区再編（学校統合再編）について 通学区再編の時期について
第5回 令和2年11月24日	<ul style="list-style-type: none"> 「小中学校の適正規模・適正配置等について(答申)」教育委員会へ答申



鳥教総 95 号
令和2年7月4日

鳥羽市学校通学区審議会会長 様

鳥羽市教育委員会

諮 問 書

鳥羽市立小中学校の児童生徒のより良い教育環境を整備し、充実した学校教育を実現するため、鳥羽市学校通学区審議会条例（昭和59年市条例第2号）第2条に基づき、下記事項を諮問いたします。

記

1 諮問事項

- (1) 小中学校の適正規模・適正配置について
- (2) 通学区再編（学校統合再編）について
- (3) 通学区再編の時期について

2 諮問理由

鳥羽市においては、現在の人口18,000人が、あと20年で60%ほどになると推測されています。この人口減少社会、超少子高齢化社会の中にあって、今後10年後の鳥羽の教育の在り様を思い描き、子どもたちのために何をすべきかを考えていくことが極めて重要になっています。

このような状況のもと、鳥羽市教育委員会では平成27年11月策定した「鳥羽市小中学統合計画」に基づき、平成29年4月に桃取小学校の鳥羽小学校への統合を進めたところです。

今回の諮問については、現計画で予測していた児童生徒数の状況、社会のグローバル化や高度な情報化等の社会の変化に対応する必要があることから、市内小中学校の状況や将来の推計を検討、審議していただき、次世代を担う子どもたちの教育環境を整備するための答申をいただきますようお願いするものです。

○鳥羽市学校通学区審議会条例

昭和 59 年3月 30 日条例第2号

鳥羽市学校通学区審議会条例

(設置)

第1条 本市の小中学校通学区の適正化に関し調査審議するため、鳥羽市学校通学区審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、鳥羽市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じ、必要な事項を審議し、答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員 20 名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 市内の公共的団体の代表者
- (2) 小中学校の代表者
- (3) 小中学生保護者の代表者
- (4) 学識経験者

3 委員は、当該諮問に係る審議が終了したとき及び委嘱されたときにおける当該身分を失ったときは、委員を退任したものとみなす。

(会長等)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年6月 29 日条例第 19 号)

この条例は、公布の日から施行する。